

至急



甲第七〇號

案起
昭和三十三年三月十二日
決定
昭和三十三年三月十二日
施行
昭和三十三年三月十二日

3

内閣府

内閣府次官

人事課長

人事課長

建設院

官房長

秘書課長

特別建設局長

監督

外務省

人事課長

管理課長

秘書課長

大蔵省

主計課長

秘書課長

特別調達廳の職員の定員を増加する必要があること
別紙告示案ありとあり昭和三十三年總理廳告示第五十一号

（特別調達聴法第十四條第二項の規定に基き、特別調達
聴の理事及び監事並びに職員の設定員を定める告示）中
を改正すること致しなす。

追て、本件は、昭和二十二年十月二十一日閣議決定昭和二十二
年度予算の節約等に関する件に基き、別途閣
議の決定を得ること致しなす。

めくれず

裏面白紙

總理廳告示第二十三号

昭和二十二年總理廳告示第五十一号（特別調達廳法律第十四條第二項の規定に基き、特別調達廳の理事及び監事並びに職員らの定員を定める告示）中一級職員及び二級職員及び三級職員の定員を次のように改める。

昭和二十三年 三月 二十七日

内閣總理大臣 芦田 均

一級職員	十七人	一級官吏を含む。	14
二級職員	四百九人	二級官吏を含む。	360
三級職員	九百人	三級官吏を含む。	821
			24
			23

改正理由

特別調達廳職員の定員は、特別調達廳法第十四條第二項の規定に依り、さきに昭和二十二年十月二十日總理廳告示第五十一号を以て定められたが、同年十二月十五日米第八軍指令に依りて戦災復興院及び終戦連絡中央事務局の所管する連合軍要求に係る設営及び調達に関する事務並びに關係職員がそれぞれ本年一月一日及び二月一日を以て特別調達廳に移管され、又終戦處理費支出に関する事務の要員が特別調達廳に派遣されたに伴い、その職員は自然増加したので、定員の改正を必要とするからである。

参照

特別調達之聽法（初）

第十四條 特別調達之聽の役員は、これを官吏その他政府職員とする。

總裁たる者は各官次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級・二級若しくは三級又はこれと同格とし、それらの定員は、内閣総理大臣がこれを定める。

内

閣

(矢野明)

總理廳告示第百五十一号

特別調査總理廳法第百四條第ニ項ノ規定ニ基テ特別調査
總理廳ノ理事及ハ監事並ニ職員ノ定員ニ次リ上
ウニ定メル。

昭和二十二年十月二十日

内閣總理大臣片山 啓

理事

四人

監事

一人

一級職員

十四人

一級官吏モ含む

内

閣

裏面白紙

二級職員	三百九十八人	二級官吏	五百五十一人
三級職員	八百三十一人	三級官吏	五百五十一人

内閣

三

昭和二十二年年度予算の節約等について (閣議決定案)
昭和二十二年十月三十一日閣議決定

財政の基礎を一層強固にし、併せて行政運営の簡素合理化に資するため、昭和二十二年年度予算について、左記に依り更に出来得る限りの節約を行うと共に、今後における政府職員の増加を抑制する措置を講ずるものとする。

記

一 人件費及び物件費その他を通じ已むを得ないものを除き、その一割に相当する金額を予算上節約する、その内譯及び金額は別紙のごおりとする。

二 政府職員の定員の増加は各省各廳内における振替による場合の外は原則として行わない。

政府職員の充足は当分の間行わない。但し官廳内の配置轉換による場合及び今後の減耗欠員の三分の一を補充する場合はこの限りでない。

内閣

前二項の原則により難き事例については、更めて閣議の決定を経て増加又は充足の措置を講ずることが出来る。補助職員についても右各項に準ずる。

三 前各号に伴い早急に政府職員の配置轉換計画を樹立し、実施する。(備考)

- 一 予算節約に関する実施の細目については大藏省において定める。
- 二 国会、裁判所及び会計検査院についても経費の節減を要請する。
- 三 地方公共団体についても本件に準じ、その実施を期待する。

特調庶人發第二四六號

昭和二十三年三月九日

特別調達廳總裁



内閣官房長官殿

特別調達廳定員改定方について

當特別調達廳~~其~~定員は、特別調達廳法第十四條第二項の規定に依り、さきに昭和二十二年十月二十日總理廳告示第五十一號を以て制定されたが、同年十二月十五日米第八軍指令に依つて戰災復興院及び終戰連絡中央事務局の所管する連合軍要求に係る設營及び調達に関する事務並びに關係職員が夫々本年一月一日及び二月一日を以て當廳に移管され又終戰處理費支出に関する事務の要員が大藏省から當廳に派遣されたに伴い、當廳定員は自然増員となつた。

特別調達廳

ので左記の通り定員改定方手續を御願いすると共に當廳業務の多量複雑且緊急性に鑑み昨年十月~~廿~~日閣議決定に依る缺員不補充の方針に拘らず定員の充足差支^{えな}き旨の閣議決定方請議を煩はしたく申請する。

記

- | | |
|----|---------------|
| 一級 | 一七名（一級官吏を含む） |
| 二級 | 四百九名（二級官吏を含む） |
| 三級 | 九百名（三級官吏を含む） |

追って本文移管及派遣定員の内譯は左の通りである。

区分	戦災復興院	終戦連絡中央事務局	大藏省	合計	既定員	改定員
一級	一	一	一	三	一四	一七
二級	二	二六	一	四九	三六	四〇九
三級	五四	二三	二	七九	八二	九〇
嘱託	四	一三	一七	一六	一七一	一七八
雇員	七一	二七	九八	二二	一七九	一八一
		九二	四	二四八	二五七八	二八二六

元職は建設院の数字は特別調査で
定員決定の基礎となつたが、定員の移
管並に四月一日以降の建設院定員
削減は別数字である。

特別調査人事課長

處理員費雜費支年以係る嘱託三六、
計四二の移管がある。

二、終戦連絡中央事務局から官制上移管された定員は

特別調査院

一級一級二級三級三級三八であるが内二級八三級一五は
其後の所屬に依り四月一日以降建設院
定員中より正式に移管するものは
左の通りである。

二級事務官 一七(内優遇二級二)
三級事務官 四一(内優遇二級二)
三級事務官 四一(内優遇二級二)
三級事務官 四一(内優遇二級二)

これ改めて建設院から官制上
は當初及び今次を加え一級二級
八職省から移管されるべき定員
である。

三級事務官 四〇
三級事務官 四〇
三級事務官 四〇
三級事務官 四〇
小計 一三八 合計 六八

追つて本文移管及派遣定員の内譯は左の通りである。

区分	戦災復興院	終戦連絡 中央事務局	大藏省	合計	既定員	改定員
一級	一	一	一	三	一四	一七
二級	二二	二六	一	四九	三六	四〇九
三級	五四	二三	二	七九	八二	九〇〇
嘱託	四	一三	一七	一六	一六	一七八
雇員	七一	二七	九八	一四三	一四三	一四一
備員	一五二	九二	二	二五八	一七九	一八一
合計			四	二四八	二五八	二八二六

一、本表の外終戦處理費雜費支弁に係る嘱託三六、
雇員四、備員二、計四二の移管がある。
二、終戦連絡中央事務局から官制上移管された定員は

一級一、二級三、三級三八であるが内二級八、三級一五は
昨九月特別調達廳開設と共に派遣されたので

されてゐる。

昭和二十五年以前
建設院より減額すべきものは左の通りとする
一級事務官 特別建設局 在 三
二級事務官 一
三級事務官 一
三級技官 四
三級技官 四
三級技官 四
小計 一
合計 一六八

これ改めて建設院から官制上
は當初及び今次を加え一級二、三級
八職省から移管されるべき定員
である。

追つて本文移管及派遣定員の内譯は凡の通りである。

区分	戦災復興院	終戦連絡 中央事務局	大蔵省	合計	既定員 改定員
一級	一	一	一	三	一四
二級	二二	二六	一	四九	三六〇
三級	五四	二三	二	七九	八二一
嘱託	四	一三		一七	一七八
雇員	七一	二七	九八	一四三	一四一
備人		二	二	四	一八一
合計	一五二	九二	四	二四八	二八二六

備考

一、本表の外終戦處理費雜費支年、に係る嘱託三六、

雇員四、備人二、計四二の移管がある。

二、終戦連絡中央事務局から官制上移管された定員は

特別調達

一級一二級三四三級三八であるが内二級八三級一五は
昨午九月特別調達廳開設と共に派遣されたので
既定々員中に算入されている。

三、戦災復興院から派遣され改めて建設院から官制上
移管されるべき定員は當初及び今次を加え一級二級
五三、三級八四、同様に大蔵省から移管されるべき定員
は一級一二級四三級六である。

大蔵省より山崎を移管したとある。